

平成 22 年度
水道検針・集金事務委託者

■検針員

委託者名	検針地区
大野 光	宗意原・今新開
渡瀬 紀代	徳丸・中川原・出作・鶴吉
増田 弥生	新立・本村
増田 恵美	永田・東古泉・大溝
松田 未幸	西古泉
峠越 明美	北川原・南黒田
池内 桂子	北黒田・宗意原・新立
一宮 章子	西高柳・北黒田西・南黒田
山本 巳千代	筒井
大野 美保	上高柳・恵久美・横田
戎屋 多恵子	北黒田東・新立・宗意原
平野 さつき	大間・昌農内
楠野 千恵子	神崎・塩屋
加藤 初恵	
高橋 季美枝	

■集金員

委託者名	集金地区
森本 由記美	南黒田西・北黒田・宗意原・筒井
堀部 一美	本村・筒井東・西古泉
松本 正子	新立・宗意原
戒田 京子	塩屋
阪東 利美	塩屋南
西森 文子	北黒田東
大野 光	新立(駅東)

※担当が細かく分かれています。地区もあります。

☎上下水道課水道業務係
☎ 985-4133

公共下水道事業
変更認可図書の縦覧

南黒田地区の区域拡張が3月23日付で認可されました。事業内容の図書の縦覧を希望する人は上下水道課までお越しください。

☎上下水道課下水道業務係
☎ 985-4126

飼い犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

計画性のない繁殖や、周囲への危害や迷惑を防止するため、飼い犬・猫の不妊や去勢手術の費用を助成します。

▼補助対象

① 飼い主が松前町に住民登録していること
② 平成22年度中に県内の動物病院で手術をした飼い犬・猫であること
③ 犬の場合、本町で登録し、平成22年度の狂犬病予防注射を受けていること
④ 飼い主が市町村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

▼補助金額
不妊・去勢ともに2,300円
▼補助件数
犬・猫合わせて先着100頭
▼申請方法
手術終了後、速やかに次の書類を提出してください。
① 補助金交付申請書
② 補助金請求書
③ 前年度分の市町村税の納税証明書または非課税証明書
④ 65歳以上の申請者は①～③に

加えて前年度中の介護保険料納付証明書
⑤ 後期高齢者医療制度に該当の申請者は①～④に加え、前年度中の保険料納付証明書

● 申請書などは町民課のほか、町ホームページからダウンロードできます。

▼申請期間
平成23年3月31日(木)まで

▼申請先
町民課生活環境係
☎ 985-4117



国民年金保険料の納付が困難な学生さんへ

所得が少なく、国民年金保険料を納めることが困難な学生のために保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

▼本人の所得のみで審査

一般の免除申請の場合は、世帯主などの所得も含めて保険料免除の対象となるか判定しますが、学生納付特例は本人の所得のみで判定します。

▼手続き

町民課住民係または松山西年金事務所まで申請してください。

【必要なもの】
年金手帳、学生証(有効期限記載)または在学証明書、印鑑

▼手続きの簡素化

前年度に引き続き学生納付特例を申請する人は、年金事務所から送付されるはがき様式の申請書に必要事項を記入のうえ、郵便ポストへ投函してください。

☎町民課住民係

松山西年金事務所国民年金課
☎ 985-4106
☎ 925-5175

町営住宅の入居者を募集します

▼入居申し込み資格
次の①～⑦の条件を全て満たす必要があります。
① 町内に住所または勤務場所を有すること
② 現に同居または同居しようとする親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する婚約者を含む)があること。家族を故意または不自然に分割や合併する世帯の申し込みはできません。

※次のいずれかに該当する人は単身入居が認められます。
・60歳以上(経過措置あり)の人
・身体障害者(1～4級)
・生活保護者など

- ③ 入居しようとする世帯員の収入合計額が、法令で定められた基準内であること
- ④ 現在、住宅に困窮していることが明らかでないこと
- ⑤ 市町村税を滞納していないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと
- ⑦ 町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと
- ▼家賃
毎年度、入居者の所得状況などにより算定します。
- ▼申込書の交付・受付期間
5月24日(月)～6月4日(金)

募集住宅名	住所	住宅の階層	床面積	部屋数	浴室	トイレ
1 江川住宅 110号	筒井 1260	4階建の2階	64.00㎡	3DK	あり	水洗
2 江川住宅 210号	筒井 1260	3階建の1階	60.70㎡	3DK	あり	水洗
3 江川住宅 316号	筒井 1260	4階建の4階	53.90㎡	3DK	あり	水洗
4 江川住宅 411号	筒井 1260	4階建の3階	56.07㎡	3DK	あり	水洗
5 平松住宅 139号	浜 880	3階建の1階	39.66㎡	2DK	なし	水洗
6 堅田住宅 2-3号	北黒田 592	2階建の1・2階	40.50㎡	2DK	あり(狭い)	汲取り

※江川住宅、堅田住宅には浴室がありますが、浴槽・給湯設備などは入居者負担となります。
※平松住宅、堅田住宅のテレビ用アンテナは、入居者負担となります。
※駐車場はありません。

▼申し込み先
まちづくり課町営住宅係
☎ 985-4122

地域密着型サービス施設の開設者募集

町では、地域密着型サービス施設の開設のうち、次のサービス施設の開設を予定しています。これらの施設の建設・運営を行う事業者(事業候補者)を募集します。

- ① 小規模多機能型居宅介護(介護予防)
- ② 地域密着型介護老人福祉施設(入所者生活介護)：小規模特養
- ▼応募方法
町が制定した要項「地域密着型サービスを行うためには！」を熟読していただき、保険課介護保

険係までご連絡ください。
※要項は、町ホームページで公表しているほか、保険課介護係で配布しています。郵送はしていません。

▼相談受付期間
5月6日(木)～5月14日(金) 執務時間中
☎保険課介護係
☎ 985-4115

地上デジタル放送への支援をします

総務省では、経済的な理由などで地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行が難しい世帯に対して支援を行います。

▼対象

町県民税非課税の障がい者世帯、生活保護世帯などで、「日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯」が対象です。 ※すでに地上デジタル放送を視聴している世帯は対象外です。

▼支援内容

アナログテレビに取り付ける「簡易チューナー」の無償給付を行います。アンテナ改修などが必要な場合は、その支援も行います。

▼申し込み方法

福祉課窓口にて申込書を用意しています。NHKの全額免除申請または受信契約をされていない場合は、その手続きも必要です。

▼締め切り

7月2日（消印有効）
※NHK受信料の全額免除申請は期間に関係なく申請できます。

●放送受信料の全額免除申請

障がい者の各種手帳を所持している人が世帯にいてその世帯全員が町県民税非課税の場合か、生活保護などを受けている世帯が対象

になります。印鑑（障がい者は手帳も）を持参して、福祉課窓口で手続きしてください。

④ 対象

（地上デジタル放送の支援制度・申し込み）
総務省地デジチューナー支援実施センター

☎0570-033840 または ☎044-969-5425
（放送受信契約・受信料）
NHK視聴者コールセンター
☎0570-000588 または ☎044-871-8441
（その他）
福祉課障がい福祉係
☎985-4112



貴重なご意見ありがとうございました

平成21年度中に、役場1階のフレッシュBOX（意見箱）や、松前町ホームページ（行政相談）に皆さんから寄せられたご意見の内訳をお知らせします。

フレッシュBOX30件、ホームページ128件、合計158件の貴重なご意見をいただきました。

この制度は、皆さんから町政に対する提案や要望をお寄せいただくことにより、施策などを見直し、松前町を暮らしやすいまちにしていこうというものです。

寄せられたご意見には、担当課から文書や電話などで可能な限りご回答します。ご意見をお寄せいただく際には、住所、氏名、電話番号などをご記入ください。

なお、お寄せいただいたご意見は、個人情報などの取り扱いに十分注意し、広報紙などに紹介させていただきます。町政に対するご意見やご提言を、ぜひお寄せください。

意見・提言方法

▼フレッシュBOX
：役場庁舎1階ロビー
▼郵送：〒791-3192
松前町大字筒井631番地
総務課広報情報係
▼FAX：985-4148
※メールは町ホームページから各担当係宛に送付できます。

④ 総務課広報情報係

☎985-4132

お寄せいただいたご意見の内訳

保健、医療、福祉	27件
道路、水路整備	6件
環境・ごみ問題	15件
教育、文化	7件
窓口	7件
施設管理	5件
上下水道	1件
行政運営	3件
税務	5件
その他（町の管理していない施設への要望など）	82件
合計	158件

障がいのある人の自動車税・軽自動車税を減免します

次の要件を満たす場合、自動車税または軽自動車税が（1台に限り）減免されます。

▼対象

障がい者本人が所有する自動車（18歳未満または精神に障がいのある人はその人と生計を一にしている家族の所有車も含む）を次のいずれかの人が運転する場合
① 身体障がい者本人
② 障がい者と生計を一にしている家族
③ 障がい者以外の世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障害の範囲

左表のとおり

▼申請期限 5月24日（月）
▼申請に必要なもの

◎障害者手帳の区分

障害の区分	運転障害の級別	
	本人が運転	生計同一人が運転
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能、言語障害またはそしゃく機能の障害	3級（喉頭摘出のみ）	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級・2級	移動機能 1級～3級
心臓機能障害	1級～3級	
じん臓機能障害	1級～3級	
吸器機能障害	1級～3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級～3級	
小腸の機能障害	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級・3級	
肝臓機能障害（※平成22年4月1日から追加）	1級・3級	

◎療育手帳の区分 A 判定
◎精神障害者保健福祉手帳の区分 1級

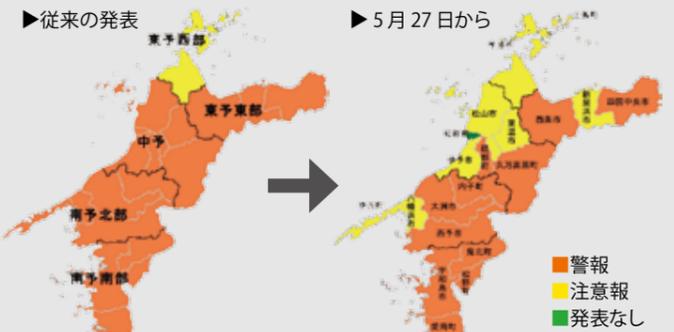
【自動車税・軽自動車税共通】
①各種手帳②運転免許証
③納税通知書（自動車税については申請時に届いている場合のみ）
④印鑑（シャチハタ不可）
【自動車税】
①自動車検査証②生計同一者または常時介護者が運転する場合は、
③生計同一証明書が常時介護証明書
④通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書
※戦傷病者手帳をお持ちの人はお問い合わせください。
▼申請先
（自動車税）県中予地方局課税課自動車税担当 ☎909-8754
（軽自動車税）税務課町民係 ☎985-4110

大雨などの警報・注意報が変わります

～「市町ごとに発表」もつとわかりやすく～

これまでは、「中予」「東予東部」「南予南部」など、市町をまとめた地域を対象として気象警報や注意報を発表していましたが、5月27日からは「〇〇町に対して大雨警報を発表」など、市町単位で発表します。

●例えば、平成21年8月10日の大雨の場合…



◎松山地方気象台防災業務課 ☎933-3610
総務課危機管理係 ☎985-4103

広報まさき 11月号表紙が特選

愛媛県市町広報コンクール

平成21年愛媛県市町広報コンクールで、広報まさき11月号表紙が一枚写真の部で特選になりました。また、広報紙の部で9月号が入選、組写真の部で4月号表紙が佳作と、3部門全てで賞をいただきました。特選作品は、県の代表として全国広報コンクールへ推薦されます。

皆さんの頑張る姿や素敵な笑顔取材させていただきました。いつもありがとうございます。これからも、皆さんにもつとつと愛される広報まさきをめざします。



◎総務課広報情報係 ☎985-4132

まさきの ecology 生活

公共施設を省エネルギー改修しました

松前町では、平成18年度に「松前町地域省エネルギービジョン」を策定し、その中で重点プロジェクトとして、公共施設の省エネルギー改修を挙げています。今回、本庁と松前総合文化センターで空調設備などのインバータ化や、高効率照明、トイレの人感センサー、白熱球のLEDの導入を行いました。

各施設の年間のCO₂削減量と削減効果の試算結果は次のとおりです。

①庁舎

省エネ方法	省エネ効果 (kWh)	省CO ₂ 効果 (kg-CO ₂)	削減金額 (円)	電気消費量に対する削減率 (%)
空調機インバータ制御	16,567	6,096.6	194,826	1.827
トイレ人感センサー	7,359	2,708.5	86,541	0.812
外気導入量制御	30,501	11,224.4	754,700	3.364
熱源システムの起動制御	—	—	540,000	—
合計	54,427	20,030	1,576,067	6.003

※庁舎の電気消費量(平成19年度実績): 906,816 (kWh)

②松前総合文化センター

省エネ方法	省エネ効果 (kWh)	省CO ₂ 効果 (kg-CO ₂)	削減金額 (円)	電気消費量に対する省エネ率 (%)
照明設備の高効率化	12,834	4,722.9	170,954	2.694
トイレ人感センサー	813	299.5	7,916	0.171
合計	13,647	5,022	178,870	2.864

※文化センターの電気消費量(平成19年度実績): 476,477 (kWh)

松前町地球温暖化防止計画(第2次実行計画)では、CO₂排出量 2,091 t(対17年度△1.5%)を目標としています。

その実現に向けて、空調に関することやOA機器に関することや車の運用に関することや用紙の使用に関することなど様々な取り組みを具体的に定めています。

今後も積極的に取り組んでいきますので、地球温暖化防止のために皆さんもできることから取り組んでいきましょう。

町民課生活環境係 ☎ 985-4117

今回も多数のご応募ありがとうございました。節電コースには、延べ134件、ガスの節約コースには延べ20件の応募がありました。応募者の電気使用量の削減は13,499kW、ガス使用量の削減は50㎡でした。

ありました。今後も、さらなる省エネにご協力ください。昨年度に引き続き、本年度もキャンペーンを行います。6月〜9月に夏のキャンペーンを行いますので、皆さんご応募ください。

町民課生活環境係 ☎ 985-4117

省エネキャンペーン2009冬応募結果

最も事故が多発している場所は、町内ショッピングセンター内と、その周辺です。ゆずりあい的气氛を持つて運転しましょう。また、5月は自転車月間です。自転車は子どもから大人まで気軽に利用できる交通手段だからこそ、一人ひとりがマナーアップに努め、事故防止につなげましょう。

松前町内の交通事故発生件数	
平成19年	199
平成20年	188
平成21年	219

町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

松前町内で交通事故が増えています

6月1日は『人権擁護委員の日』
特設人権相談所を開設します

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国で一斉に特設人権相談や電話相談が開設されます。

家庭内の問題、いじめ、隣近所のもめごとなど、人権問題でお困りの人は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密は固く守られます。

《特設人権相談所》

日時 6月1日(火) 10時〜17時

場所 松前総合文化センター2階 第2研修室

電話番号 ☎ 985-1313

相談担当者

松前町人権擁護委員
水口憲三さん(出作)、高石勤さん(神崎)、武智温子さん(北黒田)、平井章能さん(昌農内)、兵頭美貴子さん(筒井)

《電話相談》

日時 6月1日(火) 9時〜21時

電話番号 ☎ 0120-459-737

(フリーダイヤル)

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員
社会教育課人権教育係

電話番号 ☎ 985-4137

平成22年度
子ども支援教育相談

愛媛県教育委員会では、発育や発達に不安のある幼児や児童、生徒の保護者を対象として、養育や教育に係る相談活動を実施しています。

日時 7月1日(木)

会場 愛媛県総合社会福祉会館

申し込み方法 在籍する幼稚園、保育所、小・

中学校もしくは学校教育課へ所定の用紙を提出してください。

※所定の用紙は提出先にあります。

※詳細についてはお問い合わせください。

学校教育課学校教育係

電話番号 ☎ 985-4134

「守ろう人権 なくそう差別」
2010 明るい人権の町づくり大会

- 日時 5月8日(土) 13時30分〜(受付13時〜)
- 会場 松前総合文化センター広域学習ホール
- 内容 開会行事(13時30分〜)
人権啓発劇(14時10分〜)
北伊予小学校6年生の皆さん
『『本当の仲間』になりたい!』
記念講演(14時50分〜)
講師 栗原美和子さん
差別のない社会をめざして
『太郎が恋をする頃までには…』〜
※手話と要約筆記がつかます。
閉会行事(16時20分〜)

参加費 無料

※無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へお申し込みください。

講師紹介
栗原 美和子さん



テレビプロデューサー。福岡県出身。夫は猿まわし師の村崎太郎。村崎氏と自身の経験をもとに被差別部落問題を描いた私小説『太郎が恋をする頃までには…』(幻冬舎)を08年10月に発表、日本に残る差別の実際に踏み込んだ内容が大きな反響を呼んでいる。ドラマの代表作は『ピュア』『ドク』など。

社会教育課人権教育係 ☎ 985-4137

Pick
Up

高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。(サービス利用にあたっては、各事例ごとに、その必要性が地域ケア会議によって協議されます)

介護予防生活支援サービス

① 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

② 生活管理指導員派遣

生活管理指導員(生活支援ヘルパー)を派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

③ 生きがい活動支援通所

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターで、日常動作訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供します。

④ 寝具類等洗濯消毒

衛生管理が困難な独居高齢者などに、寝具や衣類の洗濯、乾燥などを行っています。

⑤ 生活管理指導短期宿泊

介護者が留守をする場合、高齢者が特別養護老人ホームで一時的に生活を送ります。

⑥ 老人日常生活用具給付等

独居高齢者などに、電磁調理器、火災報知器などの生活用具を給付・貸与します。

⑦ 緊急通報体制等整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

⑧ 特殊入浴サービス

自宅での入浴が困難な人を施設に送迎し、施設の特殊浴槽による入浴を提供します。

家族介護支援サービス

① 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品(オムツなど)を現物支給します。

② 在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護している町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。

家族介護支援サービス

① 成年後見制度利用支援

重度の認知症の高齢者で、四親等以内の親族がいない場合などに、法定後見制度の申立などを行います。

地域包括支援センターは、高齢者とその家族に対して、在宅介護に関する相談助言や必要なサービスの利用を可能にするための連絡や調整など、総合的な相談を受け付けています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

☎ 松前町地域包括支援センター ☎ 985-4205
松前町在宅介護支援センター

みどり ☎ 985-2121

鶴寿荘 ☎ 985-0405

菜の花 ☎ 984-7366

エンゼル ☎ 984-6407